新潟市重度障がい者等就労支援特別事業にかかる運営規程の例

○○○（重度障がい者等就労支援特別事業）　運営規程

（事業の目的）

第１条　＊＊＊（法人名）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する新潟市重度障がい者等就労支援特別事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、通勤支援や職場等における支援を適切かつ効果的に行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

２　前項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年新潟市条例第８０号）に定める基準に準じる事項とその他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　○○○

（２）所在地　新潟市○○○区○○○○○○○○○

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）サービス提供責任者　○人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する重度障がい者等就労支援特別事業の利用の申込みにかかる調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及びサービス計画の作成にあたる。

（３）従業者　常勤換算方法で２．５人以上

従業者は、重度障がい者等就労支援特別事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日～○曜日

ただし、国民の祝日及び１２月３０日～１月３日は除く。

（２）営業時間　午前○時～午後○時

（３）サービス提供時間　午前○時～午後○時

（４）上記の営業日、営業時間の他、電話等により２４時間連絡が可能な体制とする。

（重度障がい者等就労支援特別事業の内容）

第６条　事業所で行う重度障がい者等就労支援特別事業の内容は、次のとおりとする。

（１）民間企業が利用者を雇用するにあたり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該障がい者の雇用継続に支障が残る場合において、当該障がい者の通勤や職場等における支援として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護と同等のサービスを提供する。

（２）利用者が自営業者等として働く場合において、当該障がい者の通勤や職場等における支援として、法に規定する重度訪問介護と同等のサービスを提供する。

２　本事業は、通勤や職場等における就労に係る支援を対象とするものであることから、職場からの帰宅途中における余暇活動等、就労に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。

（利用者から受領する費用の額）

第７条　重度障がい者等就労支援特別事業を提供した場合の利用料の額は、新潟市長が定める額とし、当該就労支援が法定代理サービスであるときは、その１割とする。ただし、利用証に記載された負担上限月額の範囲内とする。

２　第８条の通常の事業の実施地域を超えて行う移動支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（１）超えた地点から片道○○キロメートル以下　　○円

　（２）超えた地点から片道○○キロメートルを超える場合は、○円に１キロメートル増すごとに○円ずつ加算した額とする。

３　外出時に要した交通費は、その実費を徴収する。

４　前各項の費用の支払を受ける場合は、利用者（障がい児の場合はその保護者）に対して事前に説明をした上で、同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、新潟市○区・○区・○区　（又は 「全域」の記載も可） とする。

（緊急時における対応方法）

第９条　従業者は、移動支援の提供を行っているときに、利用者等に症状の急変その他緊急の事態が生じた時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

（主たる対象者）

第１０条　事業所において重度障がい者等就労支援特別事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障がい者

　（２）知的障がい者

　（３）精神障がい者

　（４）難病等対象者

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

（苦情解決）

第１２条　提供した移動支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供したサービスに関し、新潟市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は新潟市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して新潟市が行う調査に協力するとともに、新潟市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、利用者等に対して適切な移動支援を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後○ヶ月以内

　（２）継続研修　　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するために、従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

５　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は＊＊＊（法人名）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。